



# 自家発入門 28

## 建築基準法による自家発電設備の規制（その1）

建築基準法では、建築設備の予備電源として、特定の建築物（特殊建築物）に対して自家用発電装置の設置が義務付けられています。

4月号では、どのような建築物及び建築設備が予備電源の対象となるかについてご紹介します。

**Q1** 序文に書いてあります「特殊建築物」とは具体的に何を指しておりますか？

**A1**

「特殊建築物」は、建築基準法第2条第二号で「学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。」と定義されています。

この特殊建築物は、不特定多数の人が使用若しくは利用し、非常時には人命や財産、周辺環境に及ぼす影響等が大きい建築物であることから、特にその構造、設備については、強い制限が課せられています。

**Q2** 特殊建築物に設けられる設備の強い制限とは、具体的にどのようなものですか？

**A2**

建築基準法では、立地条件、構造制限や内装制限などとともに、設備に関する規定が定められております。

具体的には建築基準法第2条第三号に「建築設備」として、「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」とされており。

そして建築物の用途や規模に応じ、これらの建築設備の設置が義務付けられているなど、強い規制が

課せられております。

**Q3** 建築物の用途や規模によって設置が義務付けられている建築設備とは、具体的にどのようなものですか？

**A3**

特殊建築物への設置が義務付けられている建築設備は

以下となります。

(1) 法第34条第2項の規定により、高さ31mを超える建築物（政令で定めるものを除く。）には「非常用の昇降機」を設けなければならないこととされています。

(2) 法第35条の規定により、特殊建築物であって不特定多数の人が利用したり、身体的弱者等が収容される建築物（映画館、学校、病院、旅館、共同住宅、百貨店等）、階数が3階以上の建築物、政令で定める建築物又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物には、避難施設や、政令で定める技術的基準に従って次の建築設備を設けることが義務付けられています。

- ・排煙設備
- ・非常用の照明装置
- ・非常用の進入口
- ・消火設備（※）

※消火設備は消防法により規定されているため、建築基準法には設置・構造に関する技術的基準は示されていない。

**Q4** 予備電源の設置が義務付けられている建築設備は具体的にどのようなものですか？

**A4**

A3の(1)と(2)に示す建築設備（排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口、非常用の排水設備、非常用の昇降機）には、それぞれの建築設備に関する政令で定める技術的基準において、常用電源が停電した場合に備え、予備電源の設置が義務付け

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

られています。また、防火設備にも予備電源を設けることとされています。

表1に建築設備等への予備電源の設置等を定めた関係法令等を示します。

注. 「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「建告」は建設省告示、「国告」は国土交通省告示。

表1 建築設備、防火区画に応じ、予備電源の設置等を定めた関係法令等

建築設備等	法 令	告 示 等
排煙設備	法第34条、 第35条、 第36条  令第123条、 第126条の3	国告第696号（平成28年4月22日） ◎特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件 建告第1829号（昭和45年12月28日） ◎火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件 国告第697号（昭和28年4月22日） ◎非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件 建告第1437号（平成12年5月31日） ◎通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造を定める件
非常用の照明装置	法第35条、 令第126条の5	建告第1830号（昭和45年12月28日） ◎非常用の照明装置の構造方法を定める件
非常用の進入口	法第35条、 令第126条の7	建告第1831号（昭和45年12月28日） ◎非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準
地下街の非常用照明設備、排煙及び排水設備	法第35条、 令第128条の3	建告第1730号（昭和44年5月1日） ◎地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件
非常用の昇降機	法第34条、 第36条、 令第129条の13の3	◎昇降機技術基準の解説2016年版 （（一財）日本建築設備・昇降機センター）
防火区画の防火設備	法第36条、 令第112条	建告第2563号（昭和48年12月28日） ◎防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件 建告第2564号（昭和48年12月28日） ◎防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件 建告第2565号（昭和48年12月28日） ◎防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。